資料４

北海道循環資源利用促進税事業の検討に関する報告書（新旧対照表）

修　　正　　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　　考
北海道循環資源利用促進税事業の検討に関する報告書	北海道循環資源利用促進税に関する検討会報告書	・タイトルの変更 H28年度版の報告書タイトルと同様にする
１　循環資源利用促進税事業に関する検討にあたって	**１　循環資源利用促進税に関する検討にあたって**	・表現修正（タイトルにあわせる）
（１）はじめに 北海道（以下、「道」という。）は、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）を規定した『北海道循環資源利用促進税条例（平成17年12月20日条例第124号）』を施行しました。 循環税事業の見直しについては、５年を目途に検証・検討を行っており、前回の検討（平成28年度）では、引き続き、循環税事業の効果や課題等について検証することが必要であり、その結果に基づいて必要な措置を講ずることと結論づけたことから、令和２年11月から有識者で構成する「循環資源利用促進税事業検証懇話会」を設置し、事業者の意識変化の分析（アンケート調査を実施）、税収を活用した事業実績等を通じて循環税の導入による施策効果を検証し、今後の循環税事業に対する措置について検討しました。	（１）はじめに 北海道（以下、「道」という。）は、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、循環資源利用促進税（以下「循環税」という。）を規定した『北海道循環資源利用促進税条例（平成17年12月20日条例第124号）』（以下、「条例」という。）を施行しました。 循環税事業の見直しについては、５年を目途に検証・検討を行っており、前回の検討（平成２８年度）では、引き続き、循環税事業の効果や課題等について検証することが必要であり、その結果に基づいて必要な措置を講ずることと結論づけたことから、有識者で構成する「循環資源利用促進税事業検証懇話会」を設置（令和2年11月）し、事業者の意識変化の分析（アンケート調査を実施）、税収を活用した事業実績等を通じて循環税の導入による施策効果を検証し、今後の循環税に対する措置について検討しました。	・削除（本文において他に「条例」の記載はないため） ・表現修正
（２）循環税導入の経緯 平成12年４月に地方分権一括法が施行され、地方公共団体の課税自主権の尊重という観点から、新たに法定外目的税の制度が創設されました。 道では、廃棄物全体の９割以上を占める産業廃棄物の減量やリサイクルを一層進めるために、排出事業者やリサイクル事業者への支援施策に必要な財源を確保することを目的に「循環型社会の早期実現に向けた「北海道循環資源利用促進税」（仮称）の導入に関する道の考え方について」を取りまとめ、「ご意見を聞く会」の開催及びパブリックコメントを実施し、本道初の法定外目的税となる循環税を制定しました。	（２）循環税導入の経緯 平成１２年４月に地方分権一括法が施行され、地方公共団体の課税自主権の尊重という観点から、新たに法定外目的税の制度が創設されました。 道では、廃棄物全体の９割以上を占める産業廃棄物の減量やリサイクルを一層進めるために、排出事業者やリサイクル事業者への支援施策に必要な財源を確保することを目的に「循環型社会の早期実現に向けた「北海道循環資源利用促進税」（仮称）の導入に関する道の考え方について」を取りまとめ、「ご意見を聞く会」の開催及びパブリックコメントを実施し、本道初となる法定外目的となる循環税を制定しました。	

修　正　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　考
２　循環税の現状 （１）役割 循環税は、導入によって排出事業者等に産業廃棄物の排出抑制、資源化、リサイクルへの動機付け（インセンティブ）を与えることのほか、税を環境政策の財源に充てることにより循環型社会の形成に向けた取組を促進させる役割があります。 【図１】税の役割 （２）課税の仕組み ア　循環税は、道内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者が納税義務者となります。ただし、排出事業者が業者に委託して最終処分する場合は、最終処分業者が産業廃棄物の処理料金とあわせて排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、道に納める特別徴収方式をとっています。 イ　自ら設置する最終処分場へ搬入する事業者の場合は、道へ直接申告納付を行います。 【図２】課税の仕組み 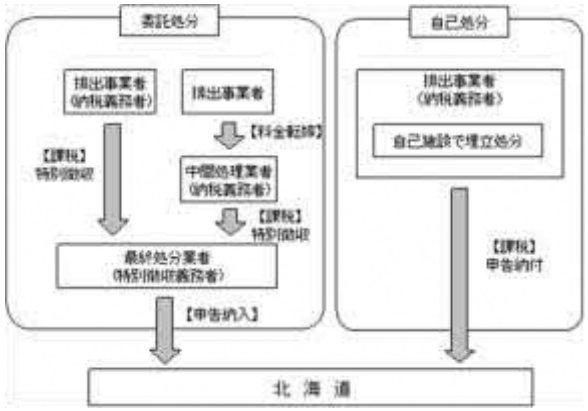 	**２　循環税の現状** （１）役割 循環税は、導入によって排出事業者等に産業廃棄物の排出抑制、資源化、リサイクルへの動機付け（インセンティブ）を与えることのほか、税を環境政策の財源に充てることにより循環型社会の形成に向けた取組みを促進させる役割があります。 【図１】税の役割 （２）課税の仕組み ア　循環税は、道内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者が納税義務者となります。ただし、排出事業者が処理業者に委託して最終処分者に委託して最終処分する場合は、最終処分業者が産業廃棄物の処理料金とあわせて排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、道に納める特別徴収方式をとっています。 イ　自ら設置する最終処分場へ搬入する事業者場合は、道へ直接申告納付を行います。 【図２】課税の仕組み 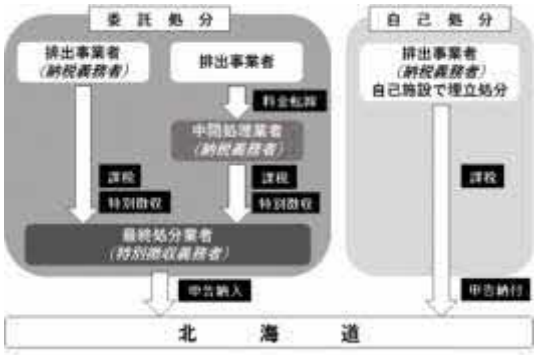 	・図の修正（鮮明化） ・表現修正（「最終処分」の文言が重複） ・表現修正（道ホームページの表現にあわせる） ・図の修正（鮮明化）

修　正　後

項　目	内　容
納税義務者	最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者
課税客体	最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	１トンあたり１，０００円
徴収方法	最終処分業者による特別徴収（申告納入） 排出事業者による申告納付
申告納入（納付）期限	対象期間：申告納入（納付）期間 １月１日～３月３１日：４月末日 ４月１日～６月３０日：７月末日 ７月１日～９月３０日：１０月末日 １０月１日～１２月３１日：１月末日

（３）税収等の推移

循環税の税収・運用益等、事業執行額・徴税経費及び基金残高の推移は、図３のとおりです。

循環税の税収は、循環資源利用促進税基金に積み立てられて管理されます。

税収は前回の検討（平成28年度）以降、８億円前後で推移しており、循環税執行額等については、概ね９億円前後で推移していましたが、令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により６億円にとどまり、基金残高は増加しました。

【図３】循環税収入等の状況

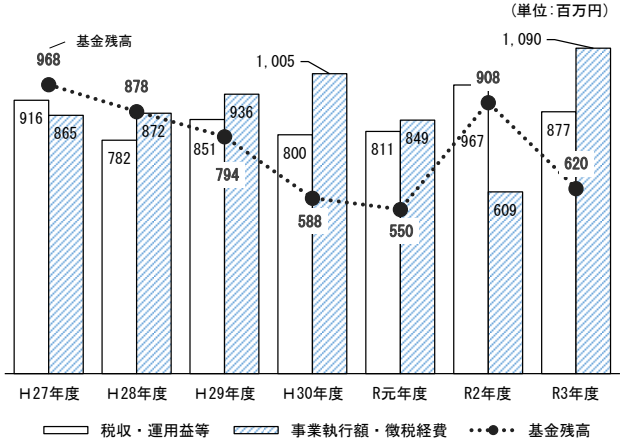

※令和３年度は当初予算ベース

修正前（第３回検証懇話会）

項　目	内　容
納税義務者	最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出業者
課税客体	最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	１トンあたり１，０００円
徴収方法	最終処分業者による特別徴収（申告納入） 排出事業者による申告納付
申告納入（納付）期限	対象期間：申告納入（納付）期間 １月１日～３月３１日：４月末日 ４月１日～６月３０日：７月末日 ７月１日～９月３０日：１０月末日 １０月１日～１２月３１日：１月末日

（３）税収等の推移

循環資税の税収・運用益等、事業執行額・徴税経費及び基金残高の推移は、図３のとおりです。

税収は前回の検討（平成２８年度）以降、８億円前後で推移しており、循環税の活用状況については、新型コロナウイルス感染症拡大（Ｒ２年度）の影響により減少し、基金残高は増加していることから、概ね６億円前後で推移しています。

【図３】循環税収入等の状況

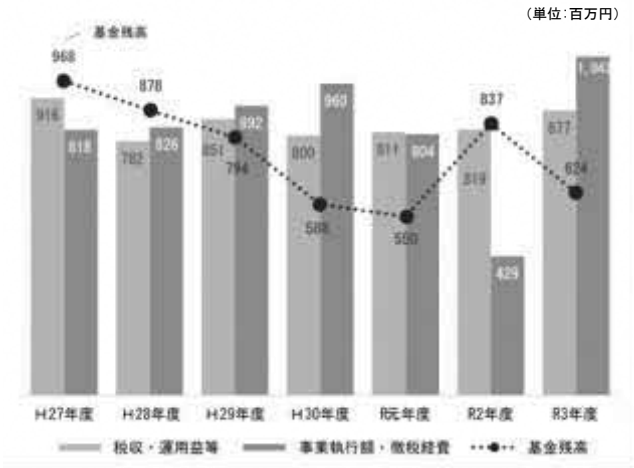

（平成30年度産業廃棄物処理状況調査より）

※令和３年度は当初予算ベース

備　考

・基金の説明を追加

・表現修正

・図の修正（鮮明化、数値の修正）

・出典削除（誤りのため）

修　正　後

【表１】令和３年度当初予算における循環税事業

（単位：千円）

区　分	担当部局	事業の内容	R3事業費
補助事業	環境生活部	**◎循環資源利用促進設備整備費補助事業** 産業廃棄物の排出抑制・減量化、再資源化・製品化に係る設備機器の整備に補助することにより、道内の産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用を促進する。	911,242
	環境生活部	**◎リサイクル技術研究開発補助事業** 道内の事業者が事業化を前提に行う産業廃棄物の排出抑制等に関する研究開発について補助することにより、道内の産業廃棄物排出抑制及び循環資源の循環的な利用を促進する。	31,965
	経済部	**◎リサイクル産業創出事業費補助事業** リサイクル製品の事業化に向けた取組に対する支援により、道内の新たなリサイクル産業の創出を図る。	10,161
派遣	環境生活部	**◎リサイクル（リーガル）アドバイザーの派遣事業** 産業廃棄物の排出抑制等に取り組む道内の中小企業や団体等に対し、事業段階やニーズに応じた技術的・経営的な指導・助言及びリサイクル講座での講義を行うアドバイザーを派遣する。	1,828
普及・支援	環境生活部	**◎リサイクル関連情報普及・支援事業** 事業者、道民に対し３Rに係る情報提供や普及啓発を行うとともに、道が認定する「北海道認定リサイクル製品」の認定申請者への支援及び同製品のPRを実施する。	15,051
適正運用対策	環境生活部	**◎循環資源利用促進税適正運用対策事業** 循環資源利用促進税の公平性を損なう産業廃棄物の不適正処理に対し、道警等との連携のもと民間事業者や道民と協働による監視体制を構築し、産業廃棄物の適正処理を推進する。	27,298
研究開発	環境生活部	**◎循環資源利用促進重点課題研究開発事業** リサイクルが進まない産業廃棄物について、事業者等が利用可能なリサイクル技術を開発し、産業廃棄物の排出抑制、最終処分量の削減及びリサイクルを推進する。	45,152
徴税コスト	総務部	**◎徴税経費** 循環資源利用促進税の賦課徴税に必要な事務経費等	46,662
計			1,089,359

※当初予算ベース

修正前（第３回検証懇話会）

【図４】税運用の仕組み

（単位：千円）

備　考

・表の内容変更
（「基金残高」という記載では、税金を余剰させていると連想させてしまうことから、事業全般の記載［事業概要の詳細、事業担当窓口］に変更）

修　正　後

３　循環税導入前後の産業廃棄物に関する状況等

（１）産業廃棄物の排出量等の推移

本道における産業廃棄物の排出量、再生利用量・再生利用率及び最終処分量の推移は、図４から図８及び表２のとおりです。

【図４】産業廃棄物の排出量等の推移

（単位：千ﾄﾝ）

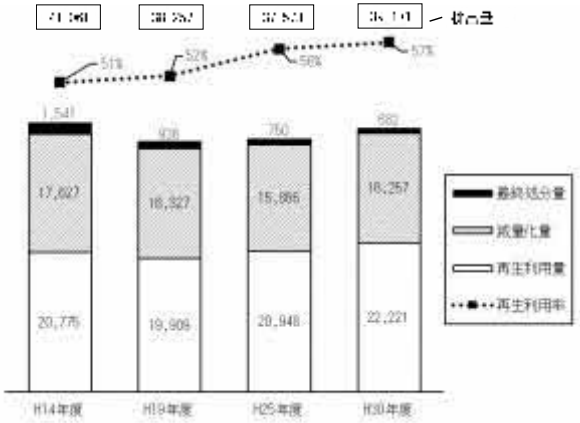

（平成14年度北海道産業廃棄物実態調査、平成19年度、平成25年度、平成30年度北海道産業廃棄物処理状況調査より）

【表２】産業廃棄物の排出量等の推移

（単位：千ﾄﾝ）

区　分	H14年度		H19年度		H25年度		H30年度	
排出量	41,061	(100%)	38,257	(100%)	37,573	(100%)	39,171	(100%)
再生利用量	20,775	(51%)	19,909	(52%)	20,948	(56%)	22,221	(57%)
減量化量	17,627	(43%)	16,327	(43%)	15,866	(42%)	16,257	(42%)
最終処分量	1,541	(4%)	936	(2%)	750	(2%)	682	(2%)

※ 端数処理のため、排出量＝再生利用量＋減量化量＋最終処分量となっていない場合があります。

※ （　）は、排出量に対する割合

（平成14年度北海道産業廃棄物実態調査、平成19年度、平成25年度、平成30年度北海道産業廃棄物処理状況調査より）

修正前（第３回検証懇話会）

３　循環税導入前後の産業廃棄物に関する状況

（１）産業廃棄物の排出量等の推移

本道における産業廃棄物の排出量、再生利用量・再生利用率及び最終処分量の推移は、図５から図８及び表１のとおりです。

【図５】産業廃棄物の排出量等の推移

（単位：千ﾄﾝ）

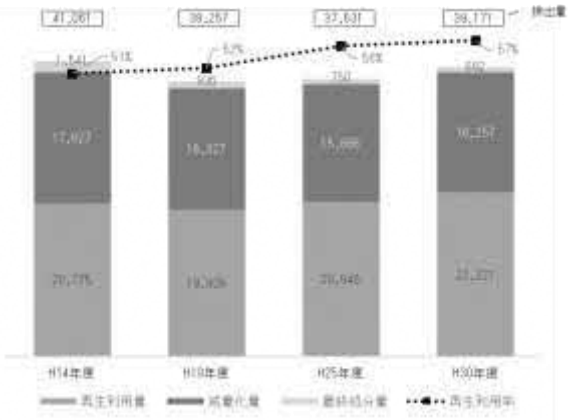

（平成30年度産業廃棄物処理状況調査より）

【表１】産業廃棄物の排出量等の推移

（単位：千ﾄﾝ）

区分	H14年度		H19年度		H25年度		H30年度		全国 H30年度	
排出量	41,061	(100%)	38,257	(100%)	37,573	(100%)	39,171	(100%)	378,832	(100%)
再生利用量	20,775	(51%)	19,909	(52%)	20,948	(56%)	22,221	(57%)	199,008	(53%)
減量化量	17,627	(43%)	16,327	(43%)	15,866	(42%)	16,257	(42%)	170,698	(45%)
最終処分量	1,541	(4%)	936	(2%)	750	(2%)	682	(2%)	9,126	(2%)

※ 端数処理のため、排出量＝再生利用量＋減量化量＋最終処分量となっていない場合があり

※ （　）は、排出量に対する割合

備　　考

・図表番号の変更に伴う修正

・図表番号の変更（繰り上げ）
・表の修正（鮮明化、数値修正）

・出典の整理

・図表番号の変更（繰り下げ）
・図の修正（全国と比較している箇所はないため、データを削除）

・出典の追加

修　正　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　考
ア　排出量の推移 平成30年度の排出量は、39,171千トンとなっており、循環税導入前の平成14年度の排出量41,061千トンと比較すると4.6%減少しています。 【図５】排出量の種類別推移 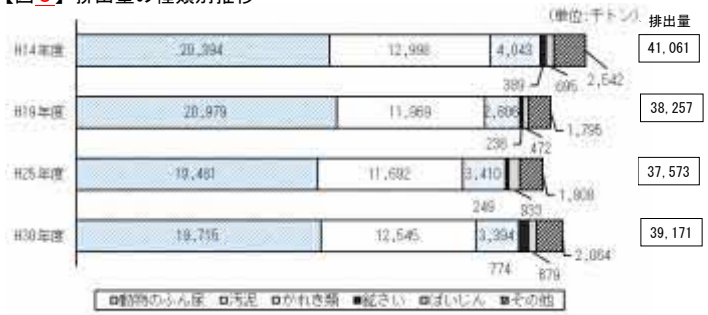 平成14年度北海道産業廃棄物実態調査、平成19年度、平成25年度、 平成30年度北海道産業廃棄物処理状況調査より イ　再生利用量・再生利用率の推移 平成14年度の再生利用量は20,775千トンでしたが、循環税導入後の平成30年度の再生利用量は、22,221千トンと７%増加しており、再生利用率は51%から57%に６ポイント増加しています。 また、再生利用量の約７割を占める動物のふん尿を除いた種類別合計は、平成14年度は6,548千トン、平成30年度は7,540千トンと15%増加しており、再生利用率は32%から39%に７ポイント増加しています。 【図６】再生利用量の種類別推移（全体） 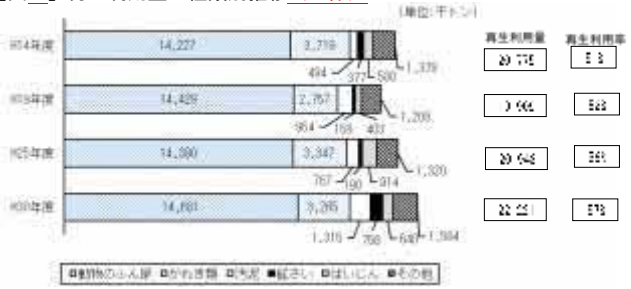 平成14年度北海道産業廃棄物実態調査、平成19年度、平成25年度、 平成30年度北海道産業廃棄物処理状況調査	ア　排出量の推移 平成３０年度の排出量は、39,171千トンとなっており、循環税導入前の平成１４年度の排出量41,061千トンと比較すると4.8%減少しています。 【図６】排出量の種類別推移 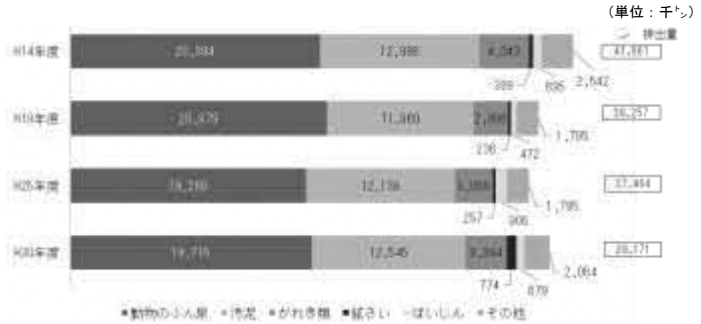 （平成30年度産業廃棄物処理状況調査より） イ　再生利用量・再生利用率の推移 平成３０年度の再生利用量は、22,221千トンとなっており、循環税導入前の平成１４年度の再生利用量20,775千トンと比較すると7%増加しており、再生利用率は51%から57%に６ポイント増加しています。 【図７】再生利用量の種類別推移 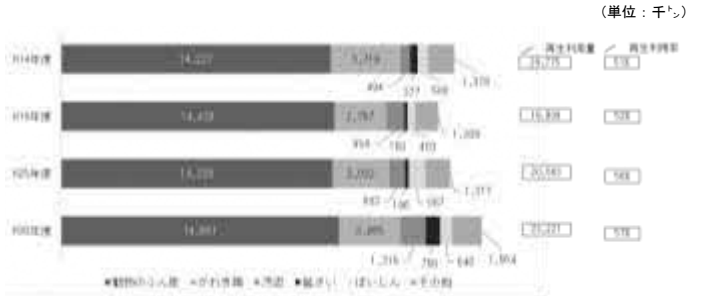 （平成30年度産業廃棄物処理状況調査より）	・数値の修正 ・図表番号の変更（繰り上げ） ・図の修正（鮮明化、数値修正） ・出典の整理 ・文章内で前後を入れ替え ・再生利用の推移は「動物のふん尿」が占める割合が極端に大きく、それ以外の種類別推移を示すことで課題やリサイクル進捗状況等を明らかにするために追記 ・図タイトル変更 ・図表番号の変更（繰り上げ） ・図の修正（鮮明化、数値修正） ・出典の整理

修　正　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　考
【図７】再生利用量の種類別推移（動物のふん尿を除く） 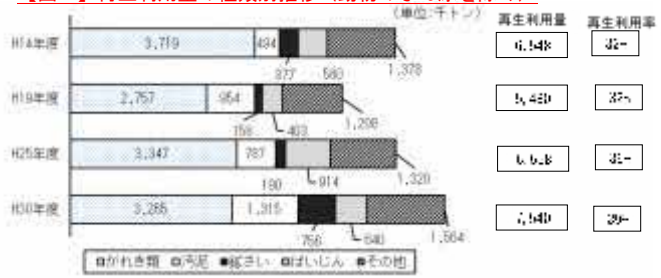 （平成14年度北海道産業廃棄物実態調査、平成19年度、平成25年度、平成30年度北海道産業廃棄物処理状況調査）		・図の新設 （Ｐ６．３(1)イの理由と同様）
ウ　最終処分量の推移 平成30年度の最終処分量は、682千トンとなっており、平成14年度の最終処分量1,541千トンと比較すると55.7%減少しています。この大幅な減少傾向は、循環税導入時から、汚泥に係るリサイクル設備整備補助（設備整備費補助事業）の活用を積極的に推進してきたことも起因し、汚泥の最終処分量は循環税導入前と比較すると72.4%減少しました。	ウ　最終処分量の推移 平成３０年度の最終処分量は、682千トンとなっており、平成１４年度の最終処分量1,541千トンと比較すると55.7%減少しています。この大幅な減少傾向は、循環税導入時から、汚泥に係るリサイクル設備整備補助（設備整備費補助事業）の活用を積極的に推進してきたことも起因し、汚泥の最終処分量は循環税導入前と比較すると72.4%減少しました。	・図の修正（鮮明化，数値修正）
【図８】最終処分量の種類別推移 （単位：千ﾄﾝ） 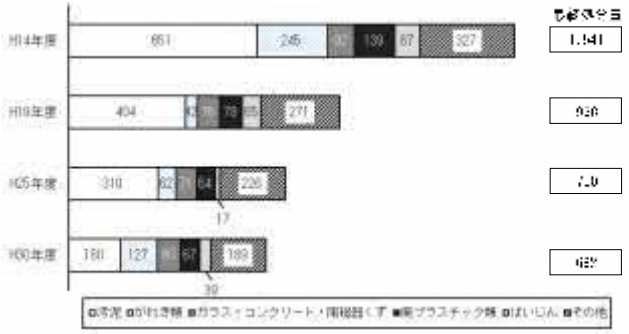 （平成14年度北海道産業廃棄物実態調査、平成19年度、平成25年度、平成30年度北海道産業廃棄物処理状況調査）	【図８】最終処分量の種類別推移 （単位：千ﾄﾝ） （平成30年度産業廃棄物処理状況調査より）	・出典整理

修　正　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　考

（２）業種別産業廃棄物の状況

農業から排出される産業廃棄物は産業廃棄物全体の50.8%と過半数となっていますが、排出量の99%以上を占める動物のふん尿は、減量化後にほぼ全量が再生利用されているため最終処分量は産業廃棄物全体の0.8%にとどまっています。

製造業からの排出量は全体の24.0%で、最終処分量は全体の33.1%となっており、電気・水道業からの排出量は全体の13.3%、最終処分量は全体の11.4%となっています。

また、建設業からの排出量は全体の11.2%を占めますが、その87.8%が再生利用され、最終処分率は7.1%ですが、産業廃棄物全体に占める最終処分量の割合は45.9%となっています。

【表３】業種別産業廃棄物の状況（平成30年度）

（単位：ﾄﾝ）

区分／種類	排出量 a	産業全体に占める割合（%）	再生利用量 b	産業全体に占める割合（%）	再生利用率（%） b／a	最終処分量 c	産業全体に占める割合（%）	最終処分率（%） c／a
合計	39,171,269	100.0	22,221,313	100.0	56.7	481,945	100.0	1.7
農業	19,903,849	50.8	14,718,709	66.2	73.9	5,526	0.8	0.0
林業	5,892	0.0	5,795	0.0	98.4	33	0.0	0.6
漁業	2,059	0.0	315	0.0	15.3	1,444	0.2	70.1
鉱業	67,403	0.2	6,358	0.0	9.4	212	0.0	0.3
建設業	4,390,469	11.2	3,854,965	17.3	87.8	313,008	45.9	7.1
製造業	9,390,779	24.0	3,035,566	13.7	32.3	225,669	33.1	2.4
食料品	1,018,017	2.6	388,527	1.7	38.2	87,558	12.8	8.6
電気・水道業	5,213,729	13.3	521,098	2.3	10.0	77,914	11.4	1.5
運輸業	21,377	0.1	8,431	0.0	39.4	8,652	1.3	40.5
卸売・小売業	58,746	0.1	40,944	0.2	69.7	8,728	1.3	14.9
飲食サービス業	32,951	0.1	8,525	0.0	25.9	20,150	3.0	61.2

※主な業種のみを掲げているため、業種別の積算と「合計」の数値は一致しない

（平成30年度北海道産業廃棄物処理状況調査より）

（３）種類別産業廃棄物の状況

表４に示すとおり本道の産業構造を反映して畜産農業から排出される動物のふん尿が産業廃棄物全体の５割を占め、次いで製造業や電気・水道業などから排出される汚泥が３割となっています。

燃え殻(93.5%)、鉱さい(97.7%)、がれき類(96.2%)、ばいじん(94.3%)などは再生利用率が高い一方、汚泥(10.5%)や建設混合廃棄物(18.4%)は再生利用率が低い状況です。ただし、汚泥は減量化量が多く、減量化後の再生利用率(87.6%)は高くなっています。

また、汚泥(18万トン)、がれき類(12万7千トン)は最終処分量も多くなっています。

・P17.「5(2) リサイクル等の推進」を掲げる根拠の追加

・表の新設
（上記３(2) の理由と同様）

・P17.「5(2) リサイクル等の推進」を掲げる根拠の追加

修　正　後

【表４】種類別産業廃棄物の状況（平成30年度）

（単位：ﾄﾝ）

主な産業廃棄物の種類	排出量	再生利用量	再生利用率（%）	減量化量	最終処分量
合計	39,171,269	22,221,313	56.7	16,256,851	681,945
燃え殻	253,949	237,344	93.5	2	16,604
汚泥	12,544,663	1,315,270	10.5	11,043,301	179,766
廃プラスチック	231,093	122,885	53.2	39,341	66,946
木くず	532,718	473,788	88.9	21,165	37,730
動植物性残さ	145,855	110,702	75.9	22,158	12,995
金属くず	81,132	63,100	77.8	0	17,556
ｶﾞﾗｽ･ｺﾝｸﾘｰﾄ･陶磁器くず	465,663	378,046	81.2	7,280	80,337
鉱さい	773,569	755,961	97.7	－	17,607
がれき類	3,394,308	3,264,900	96.2	63	127,072
動物のふん尿	19,715,035	14,681,069	74.5	5,033,959	8
ばいじん	678,503	639,806	94.3	7	38,690
建設混合廃棄物	49,484	9,121	18.4	2,084	38,279
廃石膏ボード	35,539	13,320	37.5	－	22,219

（平成30年度北海道産業廃棄物処理状況調査より）

（４）目標の達成状況

北海道循環型社会形成推進基本計画（第２次）に定める数値目標の達成状況については、再生利用率は概ね目標を達成していますが、産業廃棄物の排出量及び最終処分量は目標を達成していないため、より一層、取り組む必要があります。

【表５】北海道循環型社会形成推進基本計画（第２次）の達成状況

区　分	基準年度(H14)	H30年度	目標（R6年度）
産業廃棄物の排出量	4,106万トン	3,917万トン	3,750万トン以下
産業廃棄物の再生利用率	51.0%	56.7%	57.0% 以上
産業廃棄物の最終処分量	154万トン	68万トン	57万トン以下

修正前（第３回検証懇話会）

（２）計画目標の達成状況

循環型社会形成推進基本計画（第２次）に定める数値目標の達成状況として、再生利用率は目標を達成していますが、産業廃棄物の排出量及び、最終処分量は目標を達成していないため、より一層、削減に取り組む必要があります。

【表２】循環型社会形成推進基本計画（第２次）の達成状況

区　分	H30年度	目標（R6年度）
排出量	39,171 千t	37,500 千t 以下とする
再生利用率	57%	57% 以上とする
最終処分量	682 千t	570 千t 以下とする

備　考

・表の新設
（Ｐ８．３(3) の理由と同様）

・タイトル番号の変更（繰り下げ）
・正式な計画名に修正

・図表番号の変更（繰り下げ）
・表の修正（基準年度の追加、単位の変更）

修　正　後

４　循環税事業の実績及び事業効果

（１）過去５年間の循環税の活用状況

前回の検討以降、５年間の循環税事業の活用状況は次の表６のとおりで、５年で合計約40億円を活用しました。

【表６】循環税事業の活用状況

（単位：千円）

事業名	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	H28-R2(計)
循環資源利用促進設備整備費補助事業	706,238	780,706	800,476	666,459	490,829	3,444,708
リサイクル技術研究開発補助事業	29,373	12,799	8,588	15,757	3,831	70,348
リサイクル産業創出事業費補助事業	12,118	4,922	1,502	779	0	19,321
リサイクル（ﾘｰｶﾞﾙ）アドバイザーの派遣事業	893	716	705	754	723	3,791
リサイクル関連情報普及・支援事業	17,174	16,274	18,701	15,267	11,971	79,387
循環資源利用促進税適正運用対策事業	12,203	29,732	83,747	56,772	21,801	204,255
循環資源利用促進重点課題研究開発事業	47,790	46,664	45,527	48,166	34,570	222,717
事業費　合計	825,789	891,813	959,246	803,954	563,725	4,044,527

※ 事業費は、補助金のほかに事務経費を含む

（２）循環税事業の内容

ア　循環資源利用促進設備整備費補助事業

産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備の整備に要する経費の一部に対して補助支援を行いました。

＜設備導入事例＞

・廃プラスチック類のＲＰＦ化設備

・排水処理による汚泥の排出抑制設備　等

イ　リサイクル技術研究開発補助事業

道内に事業所を置く事業者等が行う産業廃棄物の排出抑制・減量化又はリサイクルに係る研究開発に対して補助を行いました。

＜実用化・事業化に至った成果例＞

・水産加工残渣の利活用によるマリンコラーゲンの健康機能性食品の製造化

・有機脱水汚泥の肥料化及び燃料化の試作研究　等

ウ　リサイクル産業創出事業費補助事業

中小企業等が行う産業廃棄物を利用したリサイクル製品の事業化に向けた実証実験・市場調査に対して補助支援を実施しました。

＜実証実験・市場調査事例＞

・食品加工残さを利用した肥料化副資材の開発に向けた実証事業

・下水汚泥を原料とした無臭コンポスト化システム実証事業　等

修正前（第３回検証懇話会）

４　循環税事業の実績及び事業効果

（１）過去５年間の循環税の活用状況

前回の検討以降、５年間の循環税事業の活用状況は次の表３のとおりで、５年で合計約３９億円を活用しました。

【表３】循環税事業の活用状況

（単位：千円）

事業名	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	H28-R2(計)
循環資源利用促進施設設備整備費補助事業	706,238	780,706	800,476	666,459	356,624	3,310,503
リサイクル技術研究開発補助事業	29,373	12,799	8,588	15,757	3,264	69,781
リサイクル産業創出事業費補助事業	12,118	4,922	1,502	779	0	19,321
リサイクル（ﾘｰｶﾞﾙｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ）の派遣事業	893	716	705	754	725	3,793
リサイクル関連情報普及・支援事業	17,174	16,274	18,701	15,267	20,115	87,531
循環資源利用促進税適正運用対策事業	12,203	29,732	83,747	56,772	13,121	195,575
循環資源利用促進重点課題研究開発事業	47,790	46,664	45,527	48,166	34,570	222,717
事業費　合計	825,789	891,813	959,246	803,954	428,419	3,909,221

※ 事業費は、補助金のほかに事務経費を含む

（２）循環税事業の内容

ア　循環資源利用促進設備整備費補助事業

産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備の整備に要する経費の一部に対して補助支援を行いました。

＜設備導入事例＞

・廃プラスチック類のＲＰＦ化設備

・排水処理による汚泥の排出抑制設備　等

イ　リサイクル技術研究開発補助事業

道内に事業所を置く事業者等が行う産業廃棄物の排出抑制・減量化又はリサイクルに係る研究開発に対して補助を行いました。

＜実用化・事業化に至った成果例＞

・水産加工残渣の利活用によるマリンコラーゲンの健康機能性食品の製造化

・有機脱水汚泥の肥料化及び燃料化の試作研究　等

ウ　リサイクル産業創出事業費補助事業

中小企業等が行う産業廃棄物を利用したリサイクル製品の事業化に向けた実証実験・市場調査に対して補助支援を実施しました。

備　考

・数値の修正（誤り）

・図表番号の変更（繰り下げ）
・表の修正（数値等修正）

・事業の事例紹介を追加

修　　正　　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　　考
エ　リサイクル（リーガル）アドバイザーの派遣事業 道内の中小企業、地域又は団体が主催する産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに関する啓発講座等において、技術的、専門的な助言又は講演等を行うアドバイザーを派遣し、その取組を支援しました。 また、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理のルールに関するアドバイスを実施するため、道の担当職員を事業所等に派遣するリーガルアドバイザーも実施しました。 ＜派遣事例＞ ・リサイクル事業者のための成功戦略についての講演 ・廃石膏ボードのリサイクル等、ＲＰＦ事業の事業化についての助言　等	エ　リサイクル（ﾘｰｶﾞﾙｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ）の派遣事業 道内の中小企業、地域又は団体が主催する産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに関する啓発講座等において、技術的、専門的な助言又は講演等を行うアドバイザーを派遣し、その取組を支援しました。 また、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理のルールに関するアドバイスを実施するため、道の担当職員を事業所等に派遣するリーガルアドバイザーも実施しました。	・事業の事例紹介を追加
オ　リサイクル関連情報普及・支援事業 リサイクル製品を製造・販売するための実践的知識やノウハウを習得するセミナーや視察等を実施しています。 また、平成16年12月に創設した「北海道リサイクル製品認定制度」の登録を希望する事業者への支援を行うため、認定申請及び更新時に要する経費の一部を補助したほか、展示会やマスメディア、ＷＥＢを活用して、既に登録済みのリサイクル認定製品のＰＲや３Ｒに関する情報発信などを実施しました。 ＜普及・支援事例＞ ・認定製品パンフレット作成 ・北海道技術・ビジネス交流会（ビジネスＥＸＰＯ）への出展　等	オ　リサイクル関連情報普及・支援事業 リサイクル製品を製造・販売するための実践的知識やノウハウを習得するセミナーや視察等を実施しています。また、新聞広告や路線バス、街頭設置の電子掲示板を活用して、リサイクル認定製品のＰＲや３Ｒに関する情報発信などを実施しました。 この他、平成１６年１２月に創設した「北海道リサイクル製品認定制度」の登録を希望する事業者への支援を行うため、認定申請及び更新時に要する経費の一部を補助しました。	・順番を入れ替えて修正 ・事業の事例紹介を追加
カ　循環資源利用促進税適正運用対策事業 産業廃棄物の不適正処理に対し、フリーダイヤル「産廃１１０番」の設置や民間事業者との連携により監視体制を構築し、初動体制の強化を図ることにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、税制度の公平性確保を図りました。 特に、６月の環境月間と１０月の廃棄物適正処理推進月間には、通年実施の監視活動に加えて、ヘリコプターによるスカイパトロール、廃棄物運搬車両の路上検問（街頭指導）、休日パトロールなどの取組を実施しました。 ＜活動事例＞ ・通報体制・監視活動の構築 ・新聞広告、公共交通機関の中吊り広告等を活用した普及啓発　等	カ　循環資源利用促進税適正運用対策事業 産業廃棄物の不適正処理に対し、フリーダイヤル「産廃１１０番」の設置や民間事業者との連携により監視体制を構築し、初動体制の強化を図ることにより、循環税制度の公平性確保を図りました。 特に、６月の環境月間と１０月の廃棄物適正処理推進月間には、通年実施の監視活動に加えて、ヘリコプターによるスカイパトロール、廃棄物運搬車両の路上検問（街頭指導）、休日パトロールなどの取組を実施しました。 また、新聞広告、公共交通機関の中吊り広告等を活用した普及啓発を定期的に実施しました。	・説明を追加 ・事例に追加したため削除 ・事業の事例紹介を追加

修　正　後

キ　循環資源利用促進重点課題研究開発事業

本道の主要な産業から多量に排出される一方、処理コストの低減や有害物質の除去などに関して課題を有しリサイクルが進まない産業廃棄物について、事業者等が利用可能なリサイクル技術を開発し、排出抑制や循環的利用を推進するため、（地独）北海道立総合研究機構に対する単年度の補助事業として実施しました。

＜実用化・事業化に至った成果例＞

・水産系廃棄物（ウニ殻）からの循環ろ過式水槽用資材の研究開発

・長いもネットのサーマルリサイクル技術の開発　等

（３）設備整備費補助事業による効果

設備整備費補助金を活用した事業者に対し義務付けている事業経過報告に基づき、施設設備の整備による令和２年度の産業廃棄物の再生利用量等を集計した結果、再生利用等したものが約567千トンとなりました。

【表７】設備整備費補助事業による効果（令和２年度実績）

（単位：ﾄﾝ）

補助年度	事業数	受入量	令和２年度実績				効果
			排出抑制量	減量化量	再生利用量	最終処分量	
		A	B	C	D	E	B+C+D
H27	29	164,398	1,760	3,101	156,316	3,221	161,177
H28	22	114,069	3,785	15,227	86,634	8,401	105,646
H29	13	37,417	0	1,987	34,967	438	36,954
H30	15	203,168	87	11,610	188,962	2,509	200,659
R元	11	65,021	584	2,604	59,071	2,762	62,259
合計	90	584,073	6,216	34,529	525,950	17,331	566,695

※ 設備整備後５年間、補助金を活用した事業者に再生利用量等の報告を義務付け

※ H27年度～R元年度に補助した施設設備について、R２年度の実績を集計

※ H28年度及びH29年度分は、保管中等のものがあるため、受入量＝排出抑制量＋減量化量＋再生利用量＋最終処分量とはならない

※ H30年度の補助事業数にはH30年度～R元年度の２ヶ年事業である１事業を含む。実績はR元年度に計上

（４）排出事業者等の意識調査について

ア　調査の実施結果

令和２年度に、道が産業廃棄物の排出事業者及び処理業者（以下、「事業者」という。）に対し、循環税導入による産業廃棄物に対する意識の変化や排出抑制、リサイクル促進に向けた動向等をはじめ、循環税を活用した事業に関する意見等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

【表８】アンケート調査回収率

送付数	回答数	回答率
2,134	693	32%

修正前（第３回検証懇話会）

キ　循環資源利用促進重点課題研究開発事業

本道の主要な産業から多量に排出される一方、処理コストの低減や有害物質の除去などに関して課題を有しリサイクルが進まない産業廃棄物について、事業者等が利用可能なリサイクル技術を開発し、排出抑制や循環的利用を推進するため、道総研に対する単年度の補助事業として実施しました。

＜実用化・事業化に至った成果例＞

・水産系廃棄物（ウニ殻）からの循環ろ過式水槽用資材の研究開発

・長いもの ネットサーマルリサイクル技術の開発　等

（３）設備整備費補助事業による効果

設備整備費補助金を活用した事業者に対し義務付けている事業経過報告に基づき、施設設備に整備による令和２年度の産業廃棄物の再生利用量等を集計した結果、再生利用等したものが約520千トンとなりました。

【表４】設備整備費補助事業による効果（令和２年度実績）

（単位：ﾄﾝ）

補助年度	事業数	受入量	令和２年度実績				効果
			排出抑制量	減量化量	再生利用量	最終処分量	
		A	B	C	D	E	B+C+D
H27	29	164,398	1,760	3,101	156,316	3,221	161,177
H28	22	114,069	3,785	15,227	86,634	8,401	105,646
H29	13	37,417	0	1,987	34,967	438	36,954
H30	15	203,168	87	11,610	188,962	2,509	200,659
R元	11	20,326	584	2,604	14,512	2,626	17,700
合計	90	539,378	6,216	34,529	481,391	17,195	520,777

※ 設備整備後５年間、補助金を活用した事業者に再生利用量等の報告を義務付け

※ H27年度～R元年度に補助した施設設備について、R２年度の実績を集計

※ H28年度及びH29年度分は、保管中等のものがあるため、受入量＝排出抑制量＋減量化量＋再生利用量＋最終処分量とはならない

※ H30年度の補助実績数にはH30年度～R元年度の２ヶ年事業である１社を含む。実績はR元年度に計上

（４）排出事業者等の意識調査について

ア　調査の実施結果

令和２年度に、道が排出事業者に対し、循環税導入による産業廃棄物に対する意識の変化や排出抑制、リサイクル促進に向けた動向等をはじめ、循環税を活用した事業に関する意見等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

【表５】アンケート調査回収率

送付数	回答数	回答率
2,134	693	32%

備　考

・正式名称に修正

・事業名称の誤りによる変更

・数値修正

・図表番号の変更（繰り下げ）
・表の修正（数値修正）

・注釈の文言修正

・アンケート対象者を再定義

・図表番号の変更（繰り下げ）

修　　正　　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　　考
イ　循環税を活用した事業内容の周知状況 循環税事業を「知っている」と回答した事業者は62%であり、前回のアンケート調査（平成27年度）から12ポイント減少しています。 また、「知らない」が37%であり、前回調査から11ポイント増加しました。 【図９】循環税を活用した事業内容の周知状況 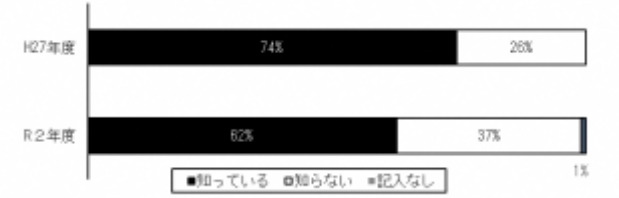 	イ　循環税を活用した事業内容の周知状況 循環税事業を「知っている」と回答した排出事業者等は62%であり、前回のアンケート調査（平成２７年度）から１２ポイント減少しています。 また、「知らない」が37%であり、前回調査から１１ポイント増加しました。 【図９】循環税を活用した事業内容の周知状況 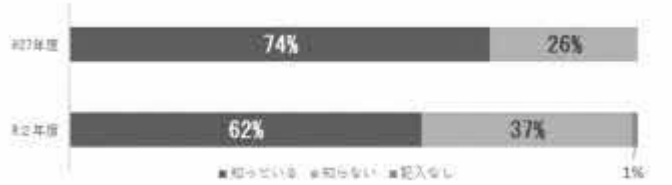 	・文言修正 ・図の修正（鮮明化）
ウ　循環税導入によるインセンティブ効果 （ア）５年前と比べ、産業廃棄物の発生抑制、中間処理による減量化、リサイクルが「進んだ」と回答した事業者のうち、循環税が要因又は一部の要因と考えるとしたものが57%であり、前回調査に比べて６ポイント増加しました。 【図10】循環税導入による排出抑制等へのインセンティブ 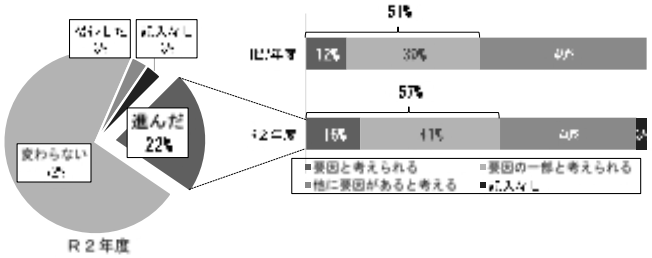 	ウ　循環税導入によるインセンティブ効果 （ア）５年前と比べ、産業廃棄物の発生抑制、中間処理による減量化、リサイクルが「進んだ」と回答した排出事業者等のうち、循環税が要因又は一部の要因と考えるとしたものが57%であり、前回調査に比べて６ポイント増加しました。 【図10】循環税導入による排出抑制等へのインセンティブ 	・文言修正 ・図の修正（鮮明化）

修　正　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　考
（イ）５年前と比べ、産業廃棄物の埋立処分量が「減少した」と回答した事業者のうち、循環税が要因又は一部の要因と考えるとしたものが47%であり、前回調査に比べて５ポイント増加しました。 【図11】循環税導入による埋立処分へのインセンティブ 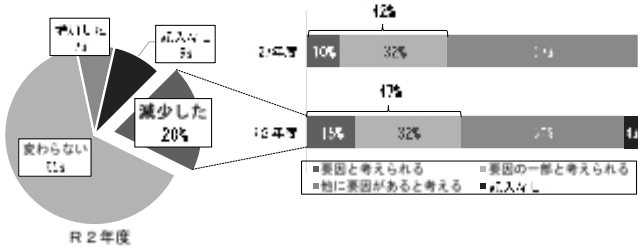 	（イ）５年前と比べ、産業廃棄物の埋立処分量が「減少した」と回答した排出事業者等のうち、循環税が要因又は一部の要因と考えるとしたものが47%であり、前回調査に比べて５ポイント増加しました。 【図11】循環税導入による埋立処分へのインセンティブ 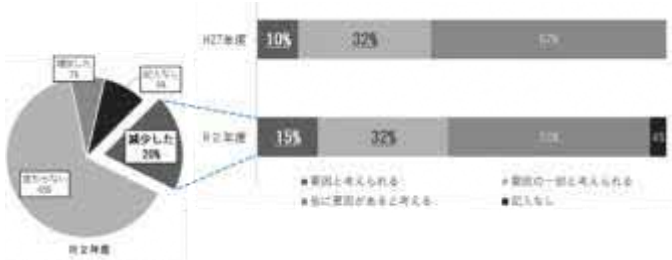 	・図の修正（鮮明化）
エ　事業者の支援施策に対するニーズ （ア）中長期的（３年後から10年後くらいまで）に産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに資する、新たな事業の実施又は拡大などを「検討している」と回答した事業者は22%であり、前回調査から９ポイント増加しています。	エ　事業者の支援施策に対するニーズ （ア）中長期的（３年後から１０年後くらいまで）に産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに資する、新たな事業の実施又は拡大などを「検討している」と回答した排出事業者等は20%であり、前回調査から７ポイント増加しています。	・数値修正
【図12】中長期的に産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに資する、新たな事業の実施等に係る検討状況 	【図12】中長期的に産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに資する、新たな事業の実施等に係る検討状況 	・図の修正（鮮明化、数値修正）

修　正　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　考
（イ）前述の（ア）で「検討している」と回答した事業者における、循環税事業の施策ニーズとしては、「設備整備費への助成」が62%と最も多く、次いで「産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関するセミナー」が37%、「情報交換や情報提供など情報面の支援」が29%、「人材育成セミナー」が16%となっています。また、事業者別施策ニーズ（排出事業者・処理業者）を比較すると、処理業者は適切な処理体制の構築から「設備整備費への助成」のニーズが高い一方で、排出事業者は事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理責任から「産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関するセミナー」や「情報交換や情報提供など情報面の支援」のニーズも高くなっています。	（イ）前述の（ア）で「検討している」と回答した排出事業者等における、循環税事業の施策ニーズとしては、「設備整備費への助成」が62%と最も多く、次いで「産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関するセミナー」が37%、「情報交換や情報提供など情報面の支援」が29%、「人材育成セミナー」が16%となっています。	・文言修正 ・施策ニーズをより反映できるよう、事業者別（排出事業者・処理事業者）の施策ニーズの記載を追加
【図13】循環税事業の施策ニーズ（全体） 	【図13】循環税事業の施策ニーズ 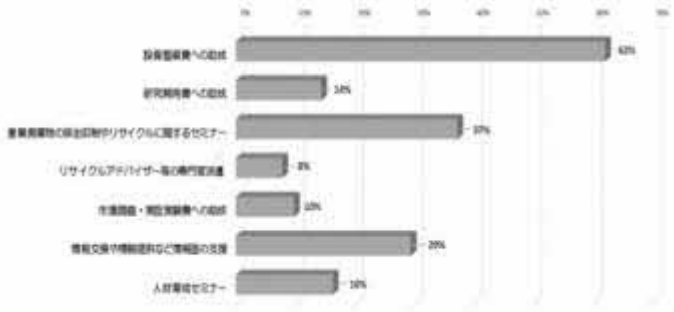	・図タイトルの変更 ・図の修正（鮮明化）
【図14】事業者別施策ニーズ 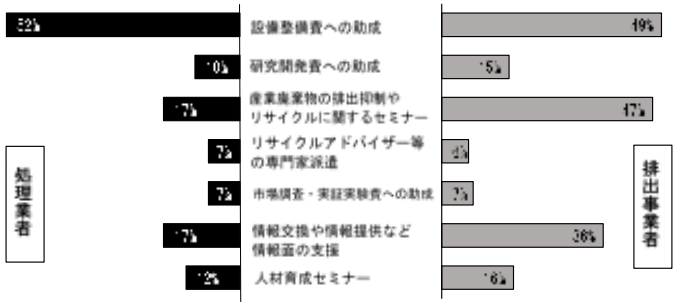		・図の新設 （上記４(4)エ（イ）の理由と同様）

修　　正　　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　　考
（５）事業効果の評価 　道内の産業廃棄物の排出量等の推移については、前述の「３（１）産業廃棄物の排出量等の推移」のとおり、循環税事業開始前の平成14年度と直近の平成30年度を比較すると、排出量及び最終処分量は減少傾向にあり、再生利用率は増加傾向にあります。 　また、設備整備による効果も「４（３）設備整備費補助事業による効果」のとおり、再生利用等に寄与しています。 　こうした実績の推移等を見ると、事業者の排出抑制やリサイクルの意識向上とともに、循環税事業を活用した設備整備や研究開発などにより、産業廃棄物の直接的な排出削減に加え、循環税制度がもたらす排出抑制効果などがあったものと考えます。	（５）事業効果の評価 　道内の産業廃棄物の排出量等の推移については、前述の「３（１）産業廃棄物の排出量等の推移」のとおり、循環税事業開始前の平成１４年度と直近の平成３０年度を比較すると、排出量及び最終処分量は減少傾向にあり、再生利用率は増加傾向にあります。 　また、設備整備による効果も「４（３）設備整備費補助事業による効果」のとおり、再生利用等に寄与しています。 　こうした実績の推移等を見ると、事業者の排出抑制やリサイクルの意識向上とともに、循環税事業を活用した設備整備や研究開発などにより、産業廃棄物の直接的な排出削減に加え、循環税制度がもたらす排出抑制効果などがあったものと考えます。	

修　正　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　考
５　循環税をめぐる課題・対応方向 （１）環境政策をめぐる動き ア　課題 昨今の国際情勢を受けて「持続可能な開発目標（SDGs）※１」や「パリ協定※２」の採択など経済や社会の在り方が大きく変化しており 、経済、社会及び環境の三側面の調和を意識しながら、気候変動の影響への対処や脱炭素社会の実現に向けた取組の推進が重要となっています。 この他、国内外のプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図ることを目的に「プラスチック資源循環促進法」が令和３年６月に公布されたところです。	**５　循環税をめぐる課題・対応方向** （１）環境政策をめぐる動き ア　課題 昨今の国際情勢を受けて「持続可能な開発目標（SDGs）※１」や「パリ協定※２」の採択など経済や社会の在り方が大きく変化しており 、経済、社会及び環境の三側面の調和を意識しながら、気候変動の影響への対処や脱炭素社会の実現に向けた取組の推進が重要となっています。 この他、国内外のプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図ることを目的に「プラスチック資源循環促進法」が令和３年６月に公布されたところです。	
イ　対応方向 本道においては、2050年までに温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減効果が高い設備整備の促進や、産学官等の連携による資源循環の方策等を検討するなど、地域の特性に応じた更なる高度な循環システムの構築が必要と考えます。 また、廃プラスチック類のリサイクル推進については、既にリサイクル製品の利用拡大や、設備整備補助事業における関連施設への補助率のかさ上げ、廃プラスチック類の適正処理体制の構築に関する調査・研究を行っていますが、今後の国の施策と連動しながら、環境負荷が少ない持続可能な循環型社会の形成に向けての取組の検討が必要と考えます。	イ　対応方向 本道においては、2050年までに温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、温室効果ガス排出量の削減効果が高い設備整備の促進や、産学官等の連携による資源循環の利用方策等を検討するなど、循環資源や地域の特性に応じた更なる高度な循環システムの構築が必要と考えます。 また、プラスチックの資源循環については、既にリサイクル製品の利用拡大や、設備整備補助事業における関連施設への補助率のかさ上げ、廃プラスチックの適正処理体制の構築に関する調査・研究を行っておりますが、今後の国の施策と連動しながら、環境負荷が少ない持続可能な循環型社会の形成に向けての取組の検討が必要と考えます。	・「資源循環」,「循環資源」という単語が多用され、読みにくいことから記載内容を変更
（２）リサイクル等の推進 ア　課題 前述の「３（３）種類別産業廃棄物の状況」及び「３（４）計画目標の達成状況」のとおり、産業廃棄物全体の再生利用率は概ね、北海道循環型社会形成推進基本計画（第２次）に定める数値目標を達成しているものの、最終処分量が産業廃棄物の中でもっとも多い汚泥について再生利用を向上させ、再生利用率が低い建設混合廃棄物について選別による排出抑制と再生利用を向上させる必要があります。 また、産業廃棄物の排出量及び最終処分量は目標に達していないため、目標達成のためには、より一層の取組が必要です。	（２）リサイクル等の推進 ア　課題 前述の「３（２）計画目標の達成状況」のとおり、産業廃棄物の排出量及び、最終処分量は目標に達していないため、目標達成のためには、より一層の、削減の取組が必要です。	・リサイクルを推進する根拠を追加（Ｐ８．３(2)の理由と同様）
イ　対応方向 引き続き、リサイクル技術の研究開発への支援や再生利用が進まない産業廃棄物に対する設備整備の重点措置、各地域における産業廃棄物の排出量や最終処分量、再生利用率等を勘案し、全道的・地域的な循環資源の需給バランスの状況を踏まえたリサイクル設備等の整備を進める必要があり、整備にあたっては、地域における確実なリサイクル体制を確保するためにも、事業構想段階での事業可能性の検討が重要と考えます。 また、地域の関係事業者によるネットワーク作りのための懇談会の開催のほか、住民や団体等が開催する学習会等への講師派遣、産学官等の連携による資源循環の利用方策等を検討するセミナーの開催など、幅広い関係者が廃棄物処理を通じて地域に新たな価値を生み出し、自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」創造の視点を持つ取組が必要と考えます。	イ　対応方向 各地域における産業廃棄物の排出量や最終処分量、再生利用率等を勘案し、全道的・地域的な循環資源の需給バランスの状況を踏まえたリサイクル設備等の整備や、地域の関係事業者によるネットワーク作りのための懇談会の開催のほか、住民や団体等が開催する学習会等への講師派遣、産学官等の連携による資源循環の利用方策等を検討するセミナーの開催など、幅広い関係者が廃棄物処理を通じて地域に新たな価値を生み出し、自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」創造の視点を持つ取組が必要と考えます。	・リサイクル推進のための取組を追加 ・事業可能性の検討の重要性について記載を追加

修　正　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　考
（３）先進技術の活用 ア　課題 国においては、第四次循環型社会形成推進基本計画で、第４次産業革命※３における先端技術の活用が示され、IoT ※４を用いた廃棄物の収集運搬の効率化やAI※５等を駆使した高度選別技術の普及促進に向けた取組が進められています。また、都道府県レベルでも、建設廃棄物のリサイクルを目的としたAI 選別ロボの導入支援やセンサーを活用した廃棄物効率回収によるリサイクルモデル構築など、最終処分量の削減に向けた施策の大きな柱として、AI・IoTを活用した廃棄物処理の技術開発・実用化に取り組んでいるところもあります。 イ　対応方向 本道でも、廃棄物処理や資源循環の分野における課題や人手不足による生産性の課題等の解決に向けて、これら革新的な技術が活用されるよう、「循環資源利用促進設備整備費補助事業の手引」内にAI、IoT等の先進技術導入についても活用できるよう明記するとともに、機器や導入事例をセミナー等で紹介し、排出事業者等に対して先進技術の有用性を広める取組や、先進技術を活用したリサイクル等に関する研究への支援を行うことにより、先進技術導入の推進が必要と考えます。	（３）先進技術の活用 ア　課題 国においては、第四次循環型社会形成推進基本計画で、第４次産業革命※３における先端技術の活用が示され、IoT ※４を用いた廃棄物の収集運搬の効率化AI※５等を駆使した高度選別技術の普及促進に向けた取組が進められています。また、都道府県レベルでも、建設廃棄物のリサイクルを目的としたAI 選別ロボの導入支援センサーを活用した廃棄物効率回収によるリサイクルモデル構築など、最終処や分量の削減に向けた施策の大きな柱として、AI・IoTを活用した廃棄物処理の技術開発・実用化に取り組んでいるところもあります。 イ　対応方向 本道でも、廃棄物処理や資源循環の分野における課題や人手不足による生産性の課題等の解決に向けて、これら革新的な技術が活用されるよう、「循環資源利用促進設備整備費補助事業の手引」内にAI、IoT等の先進技術導入についても活用できるよう明記するとともに、先進技術導入について、機器や事例をセミナー等で紹介し、排出事業者等に対して先進技術の有用性を広めるなど、先進技術導入の推進が必要と考えます。	・研究事業の必要性を追加
（４）人材確保・育成 ア　課題 産業廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことの出来ないインフラであり、循環型社会の形成に向け重要な役割を担っている産業廃棄物処理業者の社会的位置付けは年々重くなってきています。 しかしながら、依然として業界のマイナスイメージを払拭できておらず、国内全体としての労働力人口減少が問題となる中、人材確保・育成の重要性はかつてなく高まっています。 この他、東日本大震災、胆振東部地震で経験したような大規模な災害廃棄物の早期処理に資するためには、災害廃棄物を基本的に処理する一般廃棄物処理業者のほか、産業廃棄物処理等の知識経験を有する産業廃棄物処理業者の協力を得て、万全な災害廃棄物処理体制を構築することが必要です。	（４）人材確保・育成 ア　課題 産業廃棄物処理業は、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で必要な施設であり、循環型社会を構築する上で欠かすことの出来ないインフラであり、その社会的位置づけは年々重くなってきています。 しかしながら、依然として業界のマイナスイメージを払拭できておらず、国内全体としての労働力人口減少が問題となる中、人材確保・育成の重要性はかつてなく高まっております。	・説明を追加 ・災害時における、産廃事業者の理解と協力が必要である旨を「北海道災害廃棄物処理計画」を踏まえ追加
イ　対応方向 社会インフラとして重要な産業廃棄物処理業界の地位向上や人材確保に向けて、産業廃棄物の処理技術や地域の環境保全等の取組などの優良企業等の情報の収集、発信とともに、人材育成に向けた道内の学生や社会人などを対象とした職場見学会や、従事者の育成に向けた人材育成セミナーや各種研修会を開催することが必要と考えます。 また、災害廃棄物の処理体制の整備について、道では既に（公社）北海道産業資源循環協会、（公社）北海道浄化槽協会、（一社）北海道環境保全協会及び北海道環境整備事業協同組合と災害廃棄物の処理や浄化槽の点検等への支援に関する協定を締結していますが、広域的な相互協力体制の構築のため、常時から関係機関や関係団体と情報共有や連携を密にすることが必要と考えます。	イ　対応方向 業界全体としての振興の重要性に係る広報、地域環境保全等への取組や安定的な地元雇用拡大に貢献している企業等の先進事例の情報発信など、業界の社会的地位を向上させる取組や、道内の学生や社会人などを対象とした産業廃棄物処理の職場見学会の開催、処理業者等を対象とした社会情勢や事業者ニーズに沿った人材育成セミナーの開催が必要と考えます。	・対応方向について分かりやすい記載に変更

<table>
<tr><th>修　正　後</th><th>修正前（第３回検証懇話会）</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>
（５）不法投業
ア　課題
産業廃棄物の不法投業判明件数は、減少傾向にあるものの、未だ撲滅に至っておらず、長期化した場合は原状回復が進まない傾向にあります。

【表９】産業廃棄物の不法投業判明件数（政令市含む）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>Ｈ２７</th><th>Ｈ２８</th><th>Ｈ２９</th><th>Ｈ３０</th><th>Ｒ元</th></tr>
<tr><td>件数</td><td>11</td><td>8</td><td>8</td><td>5</td><td>5</td></tr>
<tr><td>量（t）</td><td>295</td><td>93</td><td>301</td><td>737</td><td>2,275</td></tr>
</table>

イ　対応方向
不法投業の未然防止や早期対応を講ずるため、道や道警をはじめとした関係機関、道民、民間事業者による協働監視体制の構築に向けた通信体制の整備、道民の不適正処理防止意識の醸成及び相互連携の強化、不適正処理の未然防止・早期発見に向けた監視強化や初動体制整備の強化や、無人航空機（ドローン）など新たな技術を活用した、監視活動の一層の取組の推進が必要と考えます。

（６）循環税制度の周知
ア　課題
事業者へのアンケート調査において、循環税制度の認知度が減少しており、税制度の内容についても十分に理解されていない状況も見受けられます。

イ　対応方向
循環税事業の更なる制度周知・効果共有のため、これまでの循環税事業実績における優良事例（取組内容や意義、環境への貢献など）を作成し、各種マスコミ媒体やセミナー等を活用したＰＲ事業の検討や、設備整備補助事業で２カ年事業が活用できる旨の手引の修正、ホームページやＰＲ資料で本制度の周知徹底を図る取組が必要と考えます。
</td>
<td>
（５）不法投業
ア　課題
不法投業等の不適正処理は、減少傾向にあるものの、未だ撲滅に至っておらず、長期化した場合は現状回復が進まない傾向にあります。

イ　対応方向
不法投業の未然防止や早期対応を講ずるため、公的機関（行政・司法）、道民、民間事業者による協働監視体制の構築に向けた通信体制の整備、道民の不適正処理防止意識の醸成及び相互連携の強化、不適正処理の未然防止・早期発見に向けた監視強化や初動体制整備の強化や、無人航空機（ドローン）など新たな技術を活用した、監視活動の一層の取組の推進が必要と考えます。

（６）循環税制度の周知
ア　課題
排出事業者へのアンケート調査において、循環税制度の認知度が減少しており、税制度の内容についても十分に理解されていない状況も見受けられます。

イ　対応方向
循環税事業の更なる制度周知・効果共有のため、これまでの循環税事業実績における優良事例（取組内容や意義、環境への貢献など）を作成し、各種マスコミ媒体やセミナー等を活用したPR事業の検討や、設備整備補助事業で２カ年事業が活用できる旨の手引き修正、HPやPR資料で本制度の周知徹底を図る取組が必要と考えます。
</td>
<td>
・文言の修正

・表の新設
（不法投業の現状を伝えるため、数値的根拠を追加）
</td>
</tr>
</table>

修　　正　　後	修正前（第３回検証懇話会）	備　　考
６　まとめ 以上のとおり、循環税事業の実施により産業廃棄物の排出抑制やリサイクルにつながるとともに、循環税の導入が排出事業者等への動機付けとなり、事業者の排出抑制やリサイクルの取組が加速されていることなどから、循環税事業は一定の効果があったものと認められます。 一方で、汚泥やプラスチック類、建設混合廃棄物などリサイクルが進んでいない産業廃棄物もあり、再生利用率は横ばいで推移しています。 また、循環税事業は、設備整備補助を中心に引き続き高いニーズがあるとともに、社会的インフラとしての産業廃棄物処理業の位置付けが年々重くなる中、事業者は人材の確保や育成などの課題を抱えており、行政に対するセミナーや情報交換、情報提供などの情報面での支援策へのニーズがあります。 これらのことを踏まえ、引き続き、産業廃棄物の実態を的確に把握し、再生利用率の向上に取り組むとともに、持続可能な開発目標（SDGs）や脱炭素社会の視点、地域循環共生圏の形成にも配意しながら、循環税事業の総合的・効果的な活用が必要となります。 今後とも、社会の要請に応えながら、北海道における循環型社会構築を加速するため、循環税事業を引き続き推進していくことが必要です。 なお、循環税事業の効果や課題等について、今後とも検証することが必要であり、５年を目途に、循環税事業について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとします。	**６　まとめ** 以上のとおり、循環税の導入により、産業廃棄物の排出抑制とリサイクルの促進が図られるとともに排出事業者等へのインセンティブが図られており、循環税には一定の導入効果があることが確認されましたが、一方で、再生利用率が横ばいで推移するなど、引き続き、産業廃棄物の排出抑制とリサイクルの促進に取り組む必要があることから、今後も現行制度のまま税制を継続すべきであると考えられます。 また、北海道らしい循環型社会の形成に向けて「３Ｒの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を柱とした循環税事業を実施することにより、産業廃棄物をめぐる諸課題に対応してきており、さらなる循環型社会の形成に向けて、今後もこれらの事業を実施することが重要であるとともに、「脱炭素化に向けた設備整備・地域の特性に応じた循環システムの構築」・「労働人口減少による先進技術の活用」などの社会経済情勢などの変化による課題や、「業界のイメージ向上」・「人材確保・育成」などの排出事業者等が抱えるニーズを的確に反映するため、循環税事業を積極的に推進していくことが必要です。 なお、循環税事業の効果や課題等について、今後とも検証することが必要であり、５年を目途に、循環税事業について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとします。	・循環税事業の効果をより具体的する記載に変更 ・循環税事業の必要性、事業者からのニーズをより具体的する記載に変更 ・国際情勢や循環型社会の方向性を踏まえた中での、循環税事業の活用の必要性についての記載を追加